○別記「（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請書添付書類一式」

処分業様式第１号の１

|  |
| --- |
| 事業計画の概要を記載した書類１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）２．処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分方法等 |
|  | 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類 | 処分方法 | 処分量（t/月又はm3/月） | 備　　　　　考 |
| 性状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| 備考　取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。記載欄が不足する場合は、同じ継続紙を作成し記載すること。 |

処分業様式第１号の２

|  |
| --- |
| ３．施設の概要 |
| 処理施設の種類 |  |
| 設置場所 |  |
| 設置年月日 |  |
| 処理能力 |  |
| 産業廃棄物の種類 |  |
| 処理施設の処理方式及び設備の概要 |  |
| 環境保全設備の概要 |  |
| その他 |

処分業様式第１号の３

|  |
| --- |
| ４．最終処分場 |
| 最終処分場の種類及び名称 |  |
| 設　置　場　所 |  |
| 設 置 年 月 日 |  |
| 最終処分場の規模等 |  |
| 埋立対象物の種類 |  |
| 構造及び設備の概要 |  |
| 放流水の水質等 |  |
| その他の環境保全対策 |  |

処分業様式第１号の４

|  |
| --- |
| ５．処分業務の具体的計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）（１）処分場搬入に際し講ずる措置（２）処分業務を行う時間（３）休業日（４）組織体制（５）従業員数 |
| 役　員 | 政令に定める使用人 | 事務員 | 作業員 | その他 | 技術管理者等資格者数 | 総　数 |
| 人 | 　　　　人 | 　　　人 | 　　　　人 | 人 | 人 | 　　　　人 |
| （６）その他 |

処分業様式第１号の５

|  |
| --- |
| ６．環境保全措置の概要（１）中間処理において講ずる措置（２）保管施設において講ずる措置（３）最終処分場において講ずる措置 |

処分業様式第２号

|  |
| --- |
| 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 |
| 処分後の産業廃棄物の種類 |  |
| 発　　生　　量(t/月又はm3/月) |  |
| 処　理　方　法 | 自　己　処　理 | 処分場所 |
| 委　託　処　理 | 業者名 |
| 所在地 |
| （該当する処理方法に○をつけること）　埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却* 中間処理、売却の場合は、その具体的な方法
 |
| 備考 |

処分業様式第３号

|  |
| --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 |
| 内　　　訳 | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する資金の総額 |  |
|  | 土　　　　地 |  |
| 事務所１ |  |
| 事務所２ |  |
| 収集運搬車両 |  |
| 積替保管施設 |  |
|  |  |
|  |  |
| 調達方法 | 自己資金 |  |
| 借　　入　　金 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| そ　　の　　他 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること新たな資金調達がない場合も、その旨記載のうえ添付すること。 |
|

処分業様式第４号

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）平成　　年　　月　　日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 |  |
|

処分業様式第５号

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

熊本県知事　蒲島　郁夫　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

　　　　印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

※第14条　（略）

　２～４　（略）

５　都道府県知事は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　（略）

二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

へ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

　※第７条　（略）

　　２～４　（略）

　　５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

　　一～三　（略）

　　四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　　　イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

　　　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　　ハ　禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　ニ　この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号（第14条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

　　　へ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　ト　へに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ～ル　（略）

処分業様式第６号

事務所・事業場の付近の見取図

|  |
| --- |
| ＊半径２km程度の見取図を記入してください。 |

処分業様式第７号

土　地　の　使　用　承　諾　書

平成　　年　　月　　日

借用者

　住所：

 氏名：

 　　　　 貸出者

 　　　　 　住所：

 　　　　 　氏名：　　　　　　　　　　　　　印

　貴社（あなた）が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うに当り、下記の所有地を貴社（あなた）に収集運搬車両の車庫として使用することを承諾します。

 　記

１．借用する土地の所在地

２．借用期間

 平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで